令和6年度苅田沖土砂処分場法面対策工事

仕 様 書

令 和 6 年 4 月 国土交通省九州地方整備局 苅 田 港 湾 事 務 所

1. 工事概要

本工事は、別添図に示す箇所の法面変状対策のための土工工事である。

2. 施工場所

福岡県京都郡苅田町空港南町地先

3. 工 期

契約締結日から令和6年10月31日までとする。 なお、工期は、土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇を休日として設定している。

4. 工事内容

| 7,10 | | | | | |
|-------------------------|----------------------------|----|-----|-------|------------|
| 工 種 名 称 | 規格·形状寸法 | 単位 | 数量 | 参考数量 | 摘 要 |
| 苅田沖土砂処分場 法面対策工 掘削 | 法面勾配 1:1.5 | m | 115 | 195m3 | うち、136m3流用 |
| 雨水流入防止工 | ДЩ 9,66 Т. Т. О | m | 112 | | 流用材 |
| 撤去工 排水管撤去 | | 式 | 1 | | |

5. 工事仕様

5-1 法面対策工

- (1) 掘削
- 1) 発生した土砂については、別添図に示す箇所に仮置き及び整形を行うものとする。
- 2) 掘削した法面表層部は、整形するものとする。
- 3) 測定表を作成し当局職員に提出するものとする。
- 4) Ⅱ工区については、令和6年8月以降に施工することを想定している。
- (2) 雨水流入防止工
- 1) 規定の高さまで土砂を積上げなければならない。
- 2) 使用する土砂は、掘削土砂を流用するものとする。
- 3) 測定表を作成し当局職員に提出するものとする。
- 4) Ⅱ 工区については、令和6年8月以降に施工することを想定している。

5-2 撤去工

- (1) 排水管撤去
- 1) 法面に雨水が排水されないように、別添図に示す箇所を掘削し、排水管を撤去するものとする。
- 2) 撤去した排水管については、別添図に示す箇所に仮置きするものとする。
- 3) 撤去方法や時期等については当局職員と緊密に調整するものとする。
- 4) 撤去した後は掘削した土砂で埋め戻すものとし、排水管の切断部についてはモルタル等で間詰めを行う。
- 5) 令和6年5月末日までに施工完了することを想定している。

5-3 検査

(1) 掘削

掘削の許容範囲は下記による。

・法長:+は規定しない、-20cm

(2) 雨水流入防止工

雨水流入防止工の許容範囲は下記による。

- •基準高:±5cm
- ・法長:+は規定しない、-10cm
- (3) 本仕様書のとおり施工されたことの確認をもって検査とする。

6. その他

- (1) 本仕様書に定めの無い事項について疑義が生じた場合は当局職員と協議するものとする。
- (2)施工期間中は、九州地方整備局営繕部発注工事受注者等で構成された総合定例会議に毎月参加し、周辺工事の施工状況を把握するものとする。
- (3) 仮設道路に隣接する箇所ついては、九州地方整備局営繕部発注工事受注者と受注者間で調整のうえ、施工しなければならない。
- (4) 工事の施工において、施工範囲付近の第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

図 面 目 録

| 工事名 | 令和 6 年度苅田沖土砂処分場法面対策工事 | | | | | | | |
|-----|-----------------------|---|---|---|--|------|--|--|
| | 図 | 面 | 名 | 称 | | 図面番号 | | |
| 位置図 | | | 1 | | | | | |
| 構造図 | | | 2 | | | | | |



